○防衛省告示第五十七号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第四条、第五条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、八戸飛行場に係る第一種区域、同法附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）附則第三項の規定により第三種区域とみなされた区域の指定を解除し、令和九年十月一日から適用することとしたので、同令第十九条の規定により、告示する。

令和八年三月二日

防衛大臣　小泉進次郎

○東北地方整備局告示第二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二日

東北地方整備局長　西村　拓

七　供用開始の区間

(一)　路線名　九号

(二)　道路の区域　能代市二ツ井町小繋字中島一〇八番三から同市二ツ井町小繋字恋の沢五三番三まで

(三)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

○中国地方整備局告示第二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　後　一六・〇五～一九・三四　〇・〇三七キロメートル

一六・三二～三〇・〇五　〇・〇三七キロメートル

安来市安来町字内浜一一一六番五から同市安来町字外浜八七八番二まで

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

人事異動

国家公安委員会

（科学警察研究所総務部長）警視長　丸山　潤

群馬県警察本部長を命ずる（一月十三日）

警察庁

（東北管区警察局長）警視監　岸田　憲夫

警察庁長官官房付を命ずる

（警察庁長官官房付）同　岸田　憲夫

辞職を承認する

（群馬県警察本部長）同　倉木　豊史

東北管区警察局長を命ずる（以上一月十三日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ドミニカ共和国の独立記念日につき、二月二十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づく指定保安検査機関を次のとおり指定したので、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十九条第二項第三号の規定に基づき委任された同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

令和八年三月二日

関東東北産業保安監督部長　溝田　健志

一　名称　陽品ガスエンジニアリング株式会社

二　住所　千葉県市原市五井五千九百三十八番地

一

三　保安検査を行う事業所の名称及び所在地　陽品ガスエンジニアリング株式会社容器検査所　千葉県市原市五井五千九百四十五番地一

四　指定する区分及び業務の範囲

（一）液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する同令第七十七条第二項及び第四項から第七項までに規定する特定施設のうち「移動式製造設備」の保安検査を行う者としての指定

登録免許税法に規定する納付受託者の指定

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第三十二号（二十五）及び（二十六）に掲げる登録について、同法第二十四条の四第一項に規定する納付受託者を次のとおり指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年三月二日

国土交通大臣　金子　恭之

名称	事務所の所在地	指定をした日
株式会社ＮＴＴデータ	東京都江東区豊洲三丁目三番三号	令和八年三月二日

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律に規定する指定納付受託者の指定

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）第八条第一項に規定する指定納付受託者（国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和四年国土交通省令第八十五号）第四条第二項第一号に規定するクレジットカード等を使用する方法により歳入等を納付する場合の当該指定納付受託者に限る。）を次のとおり指定したので、同法第八条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年三月二日

国土交通省海事局長　新垣　慶太

名称	所在地	歳入等の種類	指定をした日	納付開始日
株式会社ＮＴＴデータ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号	国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則別表第二項に規定する歳入等	令和八年三月二日	令和八年三月二日

中部地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年三月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二日

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　占用を制限する区域　豊川市新栄町二丁目地内

区域

備考